

函館市未整備森林適正管理推進事業実施要領

函館市未整備森林適正管理推進事業（以下「未整備森林適正管理推進事業」という。）の実施については，函館市未整備森林適正管理推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で定めるもののほか，本要領に定めるものとする。

第1条 事業の内容等

要綱第2条各号に規定する補助対象事業の内容については，次のとおりとする。

1 下刈り

- (1) 植栽木が下草に面積8割以上追い越されている場合実施する。
（ただし，植栽木が下草に追い越されている面積が8割未満であっても，夏以降に雑草木に追い越される見込みが8割以上ある場合はこの限りではない。）
- (2) 下刈りにおいて，森林経営計画に下刈りとして計画されるものに限る。

2 除伐，保育間伐，間伐

- (1) 保育間伐および間伐において，不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整，残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は，育成しようとする樹木の立木本数の20パーセント（地形等により気象害の発生を明らかに予想される場合または施業体系から20パーセント未満とすることが適切であると判断される場合は10パーセント）以上伐採する場合に補助対象とする。
- (2) 除伐，保育間伐および間伐は，当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において，未整備森林適正管理推進事業および国庫補助事業による除伐，保育間伐，間伐または更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし，前号の規

定により，10パーセント以上20パーセント未満の伐採が行われた施行地については，この限りではない。

(3) 保育間伐および間伐において，森林経営計画に間伐として計画されるものに限る。

(4) 保育間伐および間伐の伐採率の上限については，函館市森林整備計画に定められた「間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法」に留意して間伐を行うものとする。

(5) 保育間伐において，気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合については，二次災害や病虫害の発生，景観の悪化等，公共性，公益性の観点から必要と認められる場合において，伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。

また，同様の観点から，早期に実施する必要があると認められる場合においては，過去5年以内に保育間伐または間伐が実施された施行地であっても実施できるものとする。

3 枝打ち

(1) 枝打ちの高さは地上おおむね8メートルを上限とする。

(2) 枝打ちにおいて，森林経営計画に枝打ちとして計画されるものに限る。

第2条 補助金の交付事務に関する特記事項

1 事業の予定および実行の確認等に必要な書類等について

市長は，本事業およびこれに係る補助金交付等の事務を適正かつ円滑に行うため，本事業に係る補助金の交付申請を行う者（以下「交付申請者」という。）に対し，次のとおり実行の確認に必要な書類の整備等を指導するものとする。

(1) 現地写真の撮影

ア 交付申請者は，事業の施行地ごとに，事業実施前および事業完了後の状況を撮影するものとする。

イ 撮影位置は，同一箇所から撮影するものとし，事業箇所の全体

が判別できるように撮影するものとする。

ウ 撮影にあたっては、原則として次の項目について記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。

- (ア) 補助事業名
- (イ) 作業種・工種名
- (ウ) 森林所有者氏名
- (エ) 林小班
- (オ) 面積
- (カ) 撮影年月日

エ このほか、北海道の「造林事業に係る事業写真の取扱いについて」（平成 15 年 4 月 16 日付け森整第 178 号）の規定を準用するものとする。

(2) 現地測量の実施

交付申請者は、現地測量を実施する場合にあたっては、北海道の「造林補助金交付申請書に添付する造林実測図の作成方法」（昭和 48 年 7 月 18 日付け造林第 820 号）の規定を準用するものとする。

2 補助金の交付申請等について

(1) 交付申請の単位

本事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の交付申請者が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。

(2) 複数の申請単位に係る一括申請

本事業に係る交付申請者は、複数の申請単位（同条第 2 項(1)に定める交付申請の単位をいう。以下同じ。）に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、同条第 3 項に定める書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。

(3) 複数の申請単位に係る補助金の一括受領

交付申請者は、同条第2項(2)により一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金を、一括して受領することができる。

3 補助金交付申請書の作成及び提出について

市長は、要綱第6条に規定する補助金交付申請および添付書類の取扱いについて次のとおり定め、補助金申請事務の円滑化を図るものとする。

(1) 交付申請者は、函館市未整備森林適正管理推進事業補助金交付要綱第6条に規定する補助金交付申請書および次の書類を添付して補助金の交付申請を行うものとする。

ア 補助事業等の実績書（別記第1号様式）

イ 事業実績書（別記第2号様式）

ウ 施業箇所位置図（縮尺5万分の1相当の地形図または管内図に施行地の位置とその番号を記したもの）

エ 施業図（縮尺5千分の1の森林計画図等に施行地の測点、測線が挿入された図面、縮尺5千分の1の実測図、精度が高い図面のいずれかの図面）

オ 現地写真（第2条第1項(1)により撮影した写真）

カ 未整備森林適正管理推進事業竣工調書（別記第3号様式）

キ 納税対応状況申出書（別記第4号様式）

ク 間伐材等搬出材積集計表（別記第5号様式）

要綱第2条第4項の間伐の場合に添付するものとする。

ケ 平均胸高直径調査表（別記第6号様式）

要綱第2条第3項の保育間伐において、7齢級を超える林分で伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分で実施した場合に添付するものとする。

コ 社会保険等の加入実態状況調査表（別記第7号様式）

施行地ごとに事業に従事した各現場労働者については、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け林整整第857号林野庁整備課長通知。以下「標準単

価設定通知」という。)に掲げる社会保険等の加入状況を記載した表。

ただし、直営施工等であって、年度当初に一括して社会保険等の加入状況を確認できる場合等にあっては添付を省略することができる。

サ 補助金の受領に係る口座振替払いの申出書（別記第8号様式）

(2) (1)のアの補助事業等の実績書に記載する森林所有者名及び地番は、原則として林地台帳、森林経営計画、不動産登記簿等に記載されているものとする。

(3) 現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して面積を求めることができるが、この場合、市長は必要に応じて主要測点の復元を求める場合がある。

(4) 交付申請者は、(1)に掲げるもののほか、次の書類を整備するものとする。

なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、交付申請者はこれらの書類を保管し、竣工検査時に検査員へ提示するものとする。

ア 標準地調査野帳

イ (1)のク、ケおよびコの証明書等の証拠書類（標準単価設定通知第3の2のなお書きを適用する場合にあっては、実質的な管理・監督の状況の記録を含む。）

ウ 森林経営計画書

(5) (1)および(4)に掲げる書類等については、交付申請者が、事業の終了の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

4 その他

未整備森林適正管理推進事業により実施された森林施業の履歴の情報等について、北海道と市は、それぞれの林務担当部局で情報共有を図るとともに、両者の密接な連携および協力の下、森林簿等に適切に反映するものとする。